

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成三十年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年八月十五日奈良県指令高土第二九一六号

平成三十年二月二日奈良県指令高土第二九一六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年三月八日高土第九一五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年三月八日高土第三七五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市曾大根二丁目五九一番一、五九一番五、五九一番六、五九一番七及び五

九一番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市田園二丁目二番地の一

株式会社井上地所 代表取締役 井上數世

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市曾大根二丁目五九一番一

水路 大和高田市曾大根二丁目五九一番五